

一般社団法人 全国さく井協会定款

平成 26 年 4 月 1 日 承認決定
令和 元 年 6 月 20 日 変更承認
令和 3 年 6 月 18 日 変更承認

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人全国さく井協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本協会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。
2 本協会は、従たる事務所（支部）を次の地に置く。
札幌市 仙台市 石川県金沢市 東京都中央区 名古屋市
大阪市 広島市 香川県高松市 熊本市

(目 的)

第 3 条 本協会は、さく井技術の向上並びに技術の伝承を図るとともに、地下水の保全・開発についての調査・研究等を行い、もって国土の環境保全に努め、社会の健全な発展に寄与し、さく井業の健全な発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) さく井業の健全な発展及び地位の向上に関する研究・指導
(2) さく井技術の伝承と向上に関する講習会・研究・指導
(3) 技術者資格に関わる講習会及び資格試験の実施、並びに登録及び更新に関する事業
(4) 地下水の保全・開発に関する調査・研究・情報収集・公開及び指導
(5) 地下水の保全・開発に関する制度及び施策の調査・研究並びに建議
(6) 地下水の保全・開発に関する国内外関係機関との協力及び提携
(7) さく井関係の刊行物等の発行
(8) 一般市民を対象にさく井・井戸・地下水への理解をすすめる啓蒙活動
(9) さく井・地下水・井戸に関する調査・研究業務の受託
(10) その他本協会の目的を達成するために必要な業務
2 前項の事業は、日本国内及び国外において行うものとする。

(事業年度)

第 5 条 事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 2 章 会 員

(種 別)

第 6 条 本協会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律48号）（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。
(1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会したさく井工事業を営む個人又は法人

- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助・推進するために入会したさく井工事業に関連する事業を営む個人又は法人
 - (3) 名誉会員 本協会に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者
- 2 正会員の法人においては、その代表者1名を定め、本協会に届けなければならない。変更の場合も同様とする。

(入 会)

- 第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める所定の入会申込書により、申し込むものとする。
- 2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費、経費の負担)

- 第8条 正会員は、社員総会において定める会費規程に基づき入会金及び会費(以下「会費等」という。)を納入しなければならない。
- 2 賛助会員は、会費規程において別に定めるところにより入会金及び賛助会費(以下「賛助会費等」という。)を納入しなければならない。
 - 3 前2項の会費等及び賛助会費等については、その全額を本協会の事業費と管理費に充てるものとする。

(会員資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退会したとき。
 - (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
 - (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が解散したとき。
 - (4) 1年以上会費等及び賛助会費等を滞納したとき。
 - (5) 除名されたとき。
 - (6) 総正会員の同意があったとき。

(退 会)

- 第10条 正会員及び賛助会員等は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

- 第11条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その正会員に対し、社員総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、かつ、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 本協会の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき。
 - (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他正当な事由があるとき。
- 2 賛助会員が前項各号の一に該当する場合には、理事会の特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数の決議に基づき、除名することができる。この場合、その賛助会員に対し、理事会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、かつ、理事会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 前2項の規定により除名が決議されたときは、当該会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

- 第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 2 本協会は、会員が資格を喪失しても、すでに納入した会費等及び賛助会費等並びにその他の拋出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(種類)

第14条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
 - (2) 役員報酬等の額及び支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 事業報告、計算書類及びこれらの附属明細書並びに公益目的支出計画実施報告書の承認
 - (5) 会費等及び賛助会費等の金額
 - (6) 正会員の除名
 - (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
 - (8) 解散及び残余財産の帰属
 - (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
 - (10) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第17条第3項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

- 2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。
- 3 前項第2号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て社員総会を招集することができる。
- (1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
 - (2) 請求があった日から30日以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集)

第17条 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集の手続きを経ることなく開催することができる。

- 2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面によって又は電磁的方法により、議決権を行使することができるときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第19条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第20条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、法令又はこの定款で別に定めるもののほか、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

(書面決議等)

第22条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面により議決権を行使し、他の正会員を代理人にすることによって議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合は、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその社員総会において選任された議事録署名人2名以上が記名、押印する。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種別及び定数)

第24条 本協会に、次の役員を置く。

理事 8名以上13名以内

監事 2名

2 理事及び監事は、正会員（法人にあってはその代表者）の中から選任するものとする。ただし、理事のうち5名、監事のうち1名は正会員以外の者から選任することができる。

3 理事のうち1名を会長、1名を会長代行、2名を副会長、1名を専務理事とする。

4 本協会の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、会長代行、副会長及び専務理事は、理事会において選定する。

3 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係があるものの合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。

5 監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係があるものを含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、代表理事に異動があったときは登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を認可行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、本協会の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長は、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 会長代行及び副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長、会長代行及び副会長を補佐し、本協会の業務を執行する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 本協会の業務及び財産の状況を監査し、各事業年度に係る事業報告、計算書類及びこれらの附属明細書並びに公益目的支出計画実施報告書を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に対し、理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事が本協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合においてその行為によって本協会に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した理事及び監事の補欠として選任された理事及び監事の任期は、退任した理事及び監事の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は第24条第1項で定めた役員の定数を欠く場合には、辞任又は任期満了により退任したあとも、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第29条 役員は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて行われなければならない。この場合においては、その役員に対しあらかじめ通知するとともに、決議の前に弁明の機会を与えねばならない。

(報酬等)

第30条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。

(顧問)

第31条 本協会に、任意の機関として顧問を2名以内置くことができる。

- 2 顧問は、会長の諮問に意見を述べることができる。
- 3 顧問は、理事会の承認を経て、会長がこれを委嘱する。
- 4 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の免除又は限定)

- 第32条 本協会は、役員的一般社団・財団法人法第111条1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度として、免除することができる。
- 2 本協会は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第2節 理事会

(構成)

- 第33条 本協会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止
 - (3) 前2号に定めるもののほか本協会の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 会長、会長代行、副会長及び専務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 本協会の業務の適正を確保するための体制の整備
 - (6) 第32条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

- 第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。
- 2 通常理事会は毎事業年度3回開催する。
 - 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会長に対し、会議の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第27条第1項第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

- 第36条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3項第3号による場合は理事が、前条第3項第4号による場合は監事が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第3項第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

- 第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長代行がこれに当たる。
- 2 議長が当該理事会の決議事項に特別の利害関係を有するときは、当該理事会で理事の中から議長を選出する。

(定足数)

- 第38条 理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

- 第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

- 第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

- 第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときはその事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第26条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し出席した代表理事及び監事は、これに記名、押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

(財産の構成)

- 第43条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 入会金及び会費
 - (2) 寄附金品
 - (3) 財産から生じる収入
 - (4) 事業に伴う収入
 - (5) その他の収入

(財産の管理)

- 第44条 本協会の財産は、会長が管理し、その方法は、社員総会の決議を経て、会長が別に定める。

(費用の支弁)

- 第45条 本協会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第46条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

(事業報告及び決算)

第47条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告、計算書類及びこれらの附属明細書並びに公益目的支出計画実施報告書（公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けるまでの期間に限る。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時社員総会において承認を得るものとする。

- 2 前項の書類については、本協会は、公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けるまでは、毎事業年度の終了後 3 カ月以内に認可行政庁に提出しなければならない。
- 3 本協会は、法令の定めるところにより、第1項の書類を主たる事務所に備え置くとともに、貸借対照表を公告するものとする。
- 4 何人も、本協会の業務時間内はいつでも、公益目的支出計画実施報告書について法令の定めるところにより、閲覧の請求をすることができる。

(長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け)

第48条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を経なければならない。

- 2 本協会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(会計原則等)

第49条 本協会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 本協会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第50条 本協会は剰余金の分配は行うことができない。

第6章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第51条 この定款は社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

- 2 第54条に規定する残余財産の帰属に関する事項を変更したとき、又は存続期間の定めを設けたとき又はこれを変更したときは、遅滞なく認可行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第52条 本協会は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

- 2 本協会が合併をしたときは、法令の定めるところにより、遅滞なく認可行政庁に合併をした旨を届け出なければならない。

(解散)

第53条 本協会は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第54条 本協会が解散等により清算をするときに有する残余財産は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、本協会と類似の事業を目的とする公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(公益目的支出計画の変更)

第55条 公益目的支出計画の変更をしようとするときは、法令の定めるところにより、認可行政庁の認可を受けるものとする。

第7章 委員会

(委員会)

第56条 本協会の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、各種の委員会を設置することができる。
2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

第8章 事務局

(設置等)

第57条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第58条 主たる事務所には、法令の定めるところにより次に掲げる帳簿及び書類を備えておかねばならない。
(1)定款
(2)会員名簿及び会員の異動に関する書類
(3)理事及び監事の名簿
(4)認可、許可等及び登記に関する書類
(5)事業報告、計算書類及びこれらの附属明細書
(6)公益目的支出計画実施報告書
(7)監査報告
(8)その他法令で定める帳簿及び書類
2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めるほか、第59条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第59条 本協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第60条 本協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公 告)

- 第61条 本協会の公告は、電子公告の方法により行う。
2 事故その他やむをえない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 補 則

(委 任)

- 第62条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条により準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条により準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本協会の代表理事（会長）は足立敏之、業務執行理事（専務理事）は岡崎憲明とする。